

## 平成30年度事業報告

平成30年中に鹿児島県内で発生した交通事故は

- 発生件数 5,833件 (前年比 -731件 -11.1%)
- 死者数 64人 (前年比 -2人 -3.0%)
- 負傷者数 6,819人 (前年比 -877人 -11.4%)

で、前年と比べ発生件数、死者及び負傷者ともに減少した。

平成30年度は、公益財団法人としての社会的使命を十分に果たすため、地域における交通道德の向上と交通事故防止を目的に、自主的な交通安全活動を推進する中核として、関係機関・団体等と緊密に連携を図り、各種の交通安全活動を推進した。

### 1 交通安全対策企画推進事業

交通安全に関する意識の向上を呼びかけるとともに、交通ルール・マナーを遵守する気運の醸成を図ることを基本方針とした諸対策を実施した。

#### (1) 交通安全対策事業

##### ア 交通安全運動等の推進と街頭キャンペーン等の実施

各季の交通事故防止運動等の期間中、主要交差点や通学路等において、交通状況や児童の登下校状況等を踏まえ、街頭指導を実施したほか、メディアを通じて交通事故防止に有効な情報提供、夜光反射材の着用、全席シートベルト着用・チャイルドシートの正しい着用、飲酒運転の根絶を呼び掛けるなどの啓発活動を推進した。

- 春の全国交通安全運動 4月6日～4月15日
- 夏の交通事故防止運動 7月21日～7月30日
- 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日
- 年末年始の交通事故防止運動 12月10日～1月10日
- 交通死亡事故0(ゼロ)をめざす日 4月10日、9月30日
- ライト点灯の日 10月10日
- 高齢者交通安全の日 毎月15日
- 交通安全の日 毎月20日

##### イ 交通安全競技大会の開催

#### (ア) 二輪車安全運転鹿児島県大会の開催

5月20日、鹿児島県運転技能向上センターで開催し、21人(内訳 一般クラス8人、女性クラス10人、シニアクラス3人)が参加した。

#### (イ) 交通安全子供自転車鹿児島県大会の開催

7月1日、鹿児島県運転技能向上センターで開催し、地区大会(20チーム97人)を経て、7校8チーム32人が参加した。

#### (ウ) 交通安全子供自転車全国大会への参加

8月8日、東京ビッグサイトで開催された「交通安全子供自転車全国大会」に「交通安全子供自転車鹿児島県大会」の優勝チームの4人が参加した。

	大会結果 団体戦	47チーム中	42位
ウ	運転者や運転教育指導員に対する交通安全活動の実施 企業等に対する交通安全講話, 実技講習等	67回	4, 243人
	新規自転車安全運転教育指導員認定		3人
	TSマークの普及状況		5, 820枚
エ	交通安全教室の開催		
(ア)	交通安全教育班による交通安全教室の実施		
	合計506回	37, 005人	
	内訳～保育園・幼稚園	77回	7, 361人
	小学校	141回	16, 641人
	特別支援学校	13回	1, 341人
	高齢者	177回	5, 202人
	その他	92回	5, 197人
	イベント	6回	1, 263人
(イ)	各地区協会による実技講習や参加体験型の交通安全教室の実施		
	合計327回	34, 835人	
	内訳～自転車の実技講習	257回	31, 895人
	バイク通学高校生に対する実技講習	19回	954人
	高齢者等に対する夜光反射材の効果実験等のナイトスクール	32回	1, 350人
	高齢運転者に対する四輪実技講習	12回	513人
	電動カー実技講習	7回	123人
オ	交通安全用品等の配布・機材の貸し出し(協会本部での配布及び貸し出し)		
(ア)	交通安全用品等の配布		
	薄暮や夜間における歩行者事故の防止対策のひとつとして, 高齢者交通事故防止講習や児童に対する交通安全教室等において, 夜光反射材(くるくるパッチン・タスキ・ブレスレッド・キーホルダー・ストラップ・ピカピカライト等)を配布し, 恒常的な夜光反射材の着用を図った。		
	反射材配布数	22, 774個	
(イ)	交通安全機材, 交通安全ビデオ等の貸し出し(協会本部での貸し出し)		
	交通安全教室用信号機・自転車シュミレータ等の貸し出し		5箇所
	交通安全ビデオ等の貸し出し		242本
カ	地域交通安全活動推進委員の育成等		
(ア)	6月8日, 交通安全活動推進委員全国研修会に出席した。		
(イ)	7月10日, 地域交通安全活動推進委員の研修会及び総会を開催した。		
(2)	交通安全啓発・広報事業		

ア 交通安全集会等の開催参加

(ア) 交通安全関係機関等との共催による「くらし安全・安心県民大会」「ふるさと交通安全フェア」の開催

- ・ 9月4日、県庁で県内の交通安全関係機関等と共催による「くらし安全・安心県民大会」を開催し、県民大会でのセレモニー等を通じ、広く県民の交通安全意識の高揚を図り、県民総ぐるみで交通事故を防止することを広報した。
- ・ 11月4日、垂水市で交通安全機関・団体と共催による「ふるさと交通安全フェア」を開催し、会場内での交通安全体験学習等を通じ、広く県民への交通安全意識の高揚を図った。

(イ) 交通安全街頭パトロール出発式への参加

春秋の全国交通安全運動に伴い、関係機関、団体とともに出発式に参加し、交通安全街頭パトロールを実施した。

(ウ) 夜光反射材着用推進モデル校区の指定

1月21日、星ヶ峯東校区を夜光反射材着用推進モデル校区として指定し、夜光反射材着用推進の広報・啓発活動を行った。

(エ) 各地区協会における活動

地区協会主催又は地元自治体と「高齢者交通安全のつどい」等を共催し、地域に密着した交通安全啓発活動を実施した。

イ 各種媒体を活用した交通安全広報の推進

(ア) 新聞等への広告掲載等

- ・ 春の全国交通安全運動に伴いセーフティー・スマイル広告を実施した。  
(朝日新聞4/6掲載, 南日本新聞4/6掲載, 毎日新聞4/6掲載)
- ・ 秋の全国交通安全運動に伴い広報を実施した。  
(南日本新聞 9/21掲載)
- ・ 「パワーエイジ2019(高齢者向け広報誌)」に高齢者事故防止を掲載した。  
(南日本新聞 12/1掲載)

(イ) 市営路面電車による広報

鹿児島市電車(交通安全号)による夜間反射材着用等の広報を実施した。(1年間継続掲載)

(ウ) 路線バスによる広報

南国交通の路線バスによる飲酒運転撲滅の広報を実施した。  
(1年間継続掲載)

(エ) MBCラジオCM

- ・ (7/31~9/13)(サン)ライト運動及び反射材着用等の広報を実施した。

(オ) 「FMぎんが」ラジオ放送

- ・ 4/10 春の全国交通安全運動期間中の交通事故防止, 7/21~7/30 夏の交通事故防止運動期間中の交通事故防止の広報を実施した。

(カ) M B C ラジオ, F M 鹿児島, 鹿児島シティ F M の合同によるスポット放送

- ・ 飲酒運転撲滅運動, 夜光反射材着用, ドライバーに対する早めの点灯等の広報を実施した。

(キ) 各地区協会における活動

- ・ 広報車による交通安全の呼びかけ, 広報誌, チラシの配布活動  
高校等とタイアップしたイルミネーションによる交通安全啓発等  
を実施した。

ウ 交通安全啓発行事の開催等

(ア) セーフティ・ライディングスクール 5 回 7 0 人

(イ) 高齢者を対象とした交通安全さつま狂句募集

応募数 4 6 人 8 4 首

最優秀賞 1 点 優秀 2 点 佳作 5 点を表彰

(ウ) 高齢者家庭交通安全訪問指導員による高齢者の訪問指導

訪問指導数 3 2, 7 8 9 人

(エ) 「維新 1 5 0 セーフティ・チャレンジ」の実施

自動車安全運転センター等と共催し, 「維新 1 5 0 セーフティ・チャレンジ」を実施

参加 4, 8 3 0 チーム 2 2, 5 9 6 人

(オ) 各地区協会による交通安全グランドゴルフ大会, 同ゲートボール大会の開催

2 9 回 3, 1 0 1 人

エ 交通安全啓発行事への参画

平成 3 0 年使用の「交通安全年間スローガン及びポスターデザイン」  
「交通安全ファミリー作文コンクール」の応募を, 当協会広報誌の「交通安全かごしま」等で募集した。

(3) 交通安全活動支援事業

ア 交通安全行事に対する支援

関係機関・団体が開催する交通安全教育や交通安全イベント等に啓発資  
機材等の貸し出し又は提供をしてその活動を支援した。

イ 交通安全団体等への支援

当法人と緊密に連携している交通安全県民運動推進協議会, 県交通安全  
母の会連合会等からの支援要請に基づき, 各機関・団体が実施する交通安  
全活動費の一部を支援した。

(4) 優良運転者等の表彰

県協会本部及び各地区協会での次の表彰を行った。

ア 県協会本部による表彰

(ア) 全日本交通安全協会の表彰

a 全日本交通安全協会表彰(金章・銀章)

・ 緑十字金章 2 人 ・ 緑十字銀章 8 人

・ 優良団体 1 団体 ・ 優良協会 1 地区

(米盛建設株式会社)

(霧島地区協会)

- b 全日本交通安全協会表彰(銅章)
        - ・ 緑十字銅章 97人
    - (イ) 九州交通安全協会の表彰
      - ・ 交通安全功労者等 11人
      - ・ 優良運転者 24人
      - ・ 優良学校 1校(中名小学校)
      - ・ 優良協会職員 1人(始良地区)
    - (ロ) 県交通安全協会の表彰
      - ・ 交通安全功労者 57人
      - ・ 優良運転者 338人
      - ・ 優良団体 11団体
      - ・ 優良協会 4協会
  - イ 県交通安全協会各地区協会の表彰
    - ・ 交通安全功労者 72人
    - ・ 優良運転者 257人
    - ・ 交通安全功労団体 16団体
- (5) 交通事故・交通安全相談事業
 

安全指導課において交通事故関係者から8件の相談を受理し、その不安解消や軽減、あるいは適切な対応について教示等を実施した。
- 2 交通安全活動助成事業
 

地域の安全な交通環境の維持と向上を図るため、地域の住民が自ら考え、自ら行動する自主的な交通安全活動を行う団体に対して、その活動に必要な経費の一部を助成する事業を実施した。
- 3 道路使用許可に係る現地調査事業
 

鹿児島県から道路交通法第108条の31第2項第7号の規定による道路使用許可に関する現地調査(事前現地調査、中間現地調査、事後現地調査)の委託を受け、27,989件を実施した。
- 4 運転免許事務事業
 

運転免許行政の円滑な運用及び免許証更新者等の申請手続の支援を図ることにより、運転免許行政の目的である交通の安全と円滑の確保に寄与することを目的に

  - (1) 運転免許証の申請・返納等の受理 230,171件
  - (2) 運転免許証の交付・記載事項等の処理 307,486件
  - (3) 運転免許証更新申請の受理 224,330件
  - (4) 適性検査 226,816件
  - (5) 運転免許試験の申請受理及び学科試験の実施に関する事務(合否判定を除く。) 22,219件
  - (6) 運転免許証及び仮運転免許証の作成・交付 23,978件
  - (7) 高齢者講習の通知・窓口事務
 

通知事務件数 97,817件、窓口事務件数 79,741件等の事業を実施した。
- 5 運転免許保有者に対する講習事業

(1) 更新時講習

鹿児島県から道路交通法第108条の2第1項第11号の規定により、運転免許証の更新を受けようとする者又は特定失効者に対する講習業務の委託を受け、181,732人の運転免許更新者等に対し、優良運転者講習、一般運転者講習、違反運転者講習、初回更新者講習を実施した。

(2) 違反者・停止処分者講習

鹿児島県から道路交通法第108条の2第1項第3号及び13号の規定により、運転免許証の効力の停止、保留又は6か月を超えない範囲内で自動車の運転の禁止を受けた者に対する講習及び軽微な違反行為をした者に対する講習業務の委託を受け、1,612人の運転免許停止者に対し、停止期間の短縮講習を実施したほか、627人の違反者講習受講対象者に対し、社会参加活動と実車による講習を実施した。

6 原付免許を受けようとする者に対する講習事業

鹿児島県から道路交通法第108条の2第1項第6号の規定に基づく原付免許取得希望者に対し、原付の関与する交通事故の防止を図り、交通の安全と円滑の確保に寄与することを目的に、原動機付自転車の運転に関する講習業務の委託を受け、3,067人に対し、運転操作の基本及び応用走行の実技指導や安全運転知識の講習を実施した。

7 公益目的事業に資する事業

(1) 自動車保管場所調査受託事業

鹿児島県から自動車の保管場所の確保等に関する法律第4条第1項の規定に基づく、警察署長が行う自動車の保管場所の証明に係る現地調査業務の委託を受け、84,929件を受理し調査を実施した。

データ入力数 98,016件

(2) 運転免許試験場コース解放事務業務受託事業

鹿児島県から委託を受け、土・日に鹿児島県運転免許試験場のコースを使用して、自動車運転の練習を希望する者1,565人に対し、試験場コースの使用手続きを実施した。

(3) 自動車運転練習用車両貸出事業

鹿児島県から委託を受け、土・日に鹿児島県運転免許試験場のコースを使用して自動車運転の練習を希望する者に対し、練習用車両として延べ378台を貸出した。

(4) 類似活動法人からの受託事業

ア 安全運転管理協議会事務

当法人と類似の活動を行う安全運転管理協議会に係る事務を行った。

イ 自動車安全運転センター事務

当法人と類似の活動を行う自動車安全運転センターに係る事務の中の運転経歴証明書取得勸奨事務を行った。

運転経歴証明書取得勸奨事務取扱件数

5,029件（県4,785件、地区244件）

ウ 安全活動団体（交通安全会議連合会等）事務

当法人と類似の活動を行う各種交通安全活動に取り組むために結成し

- た交通安全活動団体（交通安全会議連合会等）に係る事務を行った。
- (5) 運転免許更新手続時の添付可能な写真及び交通安全グッズの販売等に係る事業
- ア 運転免許更新手続申請者が必要とする写真の撮影と販売を行った。
- イ 交通関係法令等により義務付け、あるいは着用することが交通事故防止に有効として奨励されている交通安全グッズ類の販売を行った。
- (6) 当法人が、公益目的事業として実施する受託事業以外の用途に係る鹿児島県収入証紙販売事業
- 当法人が、公益目的事業として実施する受託事業以外の用途に充てられる鹿児島県収入証紙の販売を行った。

## 平成30年度事業報告の附属明細書

平成30年度事業報告には「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する附属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

令和元年6月

公益財団法人 鹿児島県交通安全協会